

# 閲覧手数料の廃止を求める申入書

2023年3月3日

和歌山県知事 岸本周平 様

市民オンブズマンわかやま

代表 阪本康文

代表 松井和夫

〒640-8158 和歌山市十二番丁10番地

TEL073-433-2241

FAX073-433-2767

2022年12月に新知事に就任され、県民の暮らしと生活を向上させるためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新知事は、現場の声を積極的に聞いていきたいとの意気込みを語られていました。これまで当会は情報公開制度を活用し、県政における不正支出の是正活動や提言等を行ってきましたが、今般、新知事が就任されたことを機会に、情報公開の利用促進と利便性の向上を図るため閲覧手数料を廃止し、無料に戻されたく本申入れを致します。

和歌山県の情報公開制度ですが、2013年1月1日、それまで無料であった閲覧が有料化されました（和歌山県情報公開条例第18条第1項）。40枚までの場合は4枚までごとにつき10円、40枚を超える場合は40枚までごとにつき100円の手数料が徴収されます。その後、10年が経過しました。

閲覧の有料化が導入される際、東京都と香川県でも閲覧が有料であることが一つの根拠とされていました。しかし、その後、東京都は2017年6月に閲覧（視聴も）手数料を廃止し、香川県もその翌年に無料化しました。今では、閲覧を有料にしているのは全国でも和歌山県のみとなりました。これは和歌山県が情報公開制度の民主主義的意義を軽んじており、「情報公開後進県」であるという不名誉な事実を全国に知らしめているようなものではないでしょうか。

この間、情報公開制度の運用状況（県ウェブサイト掲載）によりますと、有料化前の2011年度に1万2000件を超えてあったものが、有料化後に4000件台に急落し、以後、概ね5000件台にとどまり推移しています。こうした請求件数の半減に、閲覧を有料化したことが開示請求を諦めるという形で影響を与えていたならば、それはあってはならないことです。情報公開条例が目的とす

る県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することにも反します。もとより、必要な情報かどうかを確認するために資料を閲覧する請求者の存在は否定できず、閲覧の有料化は、そうした請求者の情報公開請求を事実上抑制する役割を担っているおそれがあるといえます。

情報公開制度は民主主義社会において重要な知る権利に資するものであり、他の自治体では、情報公開に向けて積極的な制度が導入されています。たとえば、佐賀県では、2005年8月10日から文書量が概ねA4サイズ10枚以内の公文書で、個人情報等が含まれておらず、スキャナー等での画像読み取りが容易なものについては、電子メール又はファクシミリでその写しの交付も実施しています。この場合の写しの作成及び送付にかかる費用は無料です。このように、写しの交付の一定の無料化と、開示の場所に出向かなくても請求や交付がされる仕組みが広がりつつあります。和歌山県においても、情報公開請求の利用促進に向けた積極的な取り組みが望まれるといえます。

そこで、まずはその手始めとして早急に閲覧手数料を廃止し、無料に戻されたく、和歌山県情報公開条例の改正を申し入れる次第です。

以 上